



町田シバヒロ 利用規約

I. 利用時間

原則として、次の時間に利用できます。

< 通年 > 8:00～19:00

荒天や天災など、運営上支障があるときには、利用できない場合があります。
占用利用時はこの限りではありません。

II. 利用の制限

次の場合は利用できません。

- (1) 市の信用や品位を損なう利用。
- (2) 法令や公序良俗に反する利用。
- (3) 政治、宗教、思想、署名等に関する活動での利用。
- (4) 特定の個人・企業・団体・民族などへの中傷や攻撃を助長するおそれがある利用。
- (5) 青少年の健全育成にとって有害である利用。
- (6) 管理運営上支障があると認められる利用。

III. 利用方法

一般利用と占用利用があります。

一般利用は、利用の制限内で誰でも無料で利用できます。

占用利用は、有料で芝生広場の全部又は一部を占用して利用することができます。

IV. 一般利用について

一般利用時には、次に掲げる行為の制限を遵守してください。

- ①火気を使用しないでください。
- ②かたいボール、バット、芝生に損傷を与える靴、ゴルフクラブ、エアガンなどを使用したあぶない遊びはおやめください。
- ③ボール等は決められた場所で利用できます。ほかの人に当たらないよう気を付けてください。
- ④ボールでの壁当てやフェンスを飛び出す行為はおやめください。
(※ただし、管理人が周りを考慮して危険と判断した場合、ボール等の利用を中止とします)
- ⑤ペットを連れて立ち入らないでください。
- ⑥ゴミはお持ち帰りください。
- ⑦喫煙所以外での喫煙はご遠慮ください。
- ⑧自転車、バイク、自動車、キックボード、スケートボード等の乗り入れはおやめください。
- ⑨施設内及び周辺での大声や車の空吹かし、大音量での音楽等はおやめください。
- ⑩利用目的以外及び利用時間外の駐輪はおやめください。
- ⑪物品の販売・配布、募金活動を行わないでください。
- ⑫隣接する学校や近隣にお住まいの方への迷惑となる行為はおやめください。
- ⑬芝生やベンチ等の設備を損傷・汚損しないでください。
- ⑭小屋がけ・ダンボールハウス等を設置しないでください。
- ⑮貼り紙等の広告物を許可なく掲示しないでください。
- ⑯養生箇所に立ち入らないでください。
- ⑰利用時間外及びフェンスを乗り越えての出入りはおやめください。
- ⑱ドローンを含めた小型無人機の使用はおやめください。
- ⑲芝生広場の管理上支障を及ぼす恐れがある行為をしないでください。
- ⑳その他、管理人が注意する事項を守ってください。

V. 占用利用について

1. 占用範囲

市内外の交流を促進し、新たな賑わいを創出するため、有料で芝生広場の全部又は一部を占有して利用することができます。

占有範囲は別表1「利用範囲図」をご覧ください。

2. 占有利用可能期間

原則として通年利用できます。

ただし、芝生広場の養生や附属設備の点検等、管理上必要な期間については、利用できません。

3. 占有利用時間

次の時間帯で利用できます。

＜午前枠＞ 9：00～12：00

＜午後①枠＞ 12：00～15：00

＜午後②枠＞ 15：00～18：00

＜午前枠＞については1時間単位での繰上げ、＜午後②枠＞について、1時間単位での延長が可能です。ただし、上記以外の時間帯については、管理者と相談することとします。尚、利用時間には、準備・片付けに要する時間を含めます。

4. 占有利用の申込み

下記の資料を添付して、申込みを行ってください。

【町田シバヒロ占有利用申込書（第1号様式-I）】

【町田シバヒロ施設利用誓約書（第1号様式-II）】

【その他具体的な企画書】

(1) 受付時期

利用日の属する月の6ヶ月前にあたる月の1日から受付を開始し、利用日の1週間前までとします。

イベント等催し物での利用の場合は、利用日の属する月の6ヶ月前にあたる月の1日から受付を開始し、利用日の2ヶ月前までとします。

継続して2日以上利用しようとするときは、その最初の日を利用日とします。

(2) 受付時間

平日 9：00～17：00（年末年始を除く）

(3) 受付方法

本規約にご同意いただき、上記書類を記入・捺印の上、下記宛先へ直接お持ちいただくか、郵送又はメールにてご提出ください。

町田市観光コンベンション協会事務所

〒194-0013 東京都町田市原町田 4-10-20 ぽっぽ町田 B1F

TEL: 042-724-4816 FAX: 042-724-1952 E-mail: info@machida-shibahiro.jp

5. 占有利用の承認

町田シバヒロ占有利用申込書（第1号様式-I）、町田シバヒロ施設利用誓約書（第1号様式-II）、その他具体的な企画書の内容に問題がない場合は、管理者は申込者の占有利用を承認し、町田シバヒロ占有利用承認書（第2号様式）を発行します。

イベント等催し物での利用の場合は、利用日の2ヶ月前までに管理者と事前打合せを行い、利用内容について協議を終えてください。また、利用日の1ヶ月前までには、プログラム、設置図面、関係機関への届出・申請書（写し）等を管理者へ提出してください。

この他、管理者から打合せ、資料の提出・修正、利用内容の変更等を要請した場合には、速やかに対応をお願いします。

尚、管理者は承認にあたり、芝生広場の管理上必要な条件を付する場合があります。

6. 関係機関への届出

利用者は、関係機関が定める期日までに必要な届出・許可申請等を行ってください。
上記届出書類を関係機関に提出後、関係機関の許可を得た届出書類の写し1部を管理者に提出してください。

万一、届出不備のため開催不能となった場合においても、管理者はその責任を負わず、この場合利用料金を返還しません。

◆関係機関

- | | | | |
|---------|------------------|--------|------------------|
| ・町田警察署 | TEL:042-722-0110 | ・町田市役所 | TEL:042-722-3111 |
| ・町田消防署 | TEL:042-722-0119 | ・町田税務署 | TEL:042-728-7211 |
| ・町田市保健所 | TEL:042-722-7254 | | |

7. 占用利用の不承認

次のいずれかに該当する場合は、不承認となりますのでご了承ください。

- (1) 市の信用や品位を損なう利用。
- (2) 法令や公序良俗に反する利用。
- (3) 政治、宗教、思想、署名等に関する活動での利用。
- (4) 特定の個人・企業・団体・民族などへの中傷や攻撃を助長するおそれがある利用。
- (5) 青少年の健全育成にとって有害である利用。
- (6) 管理運営上支障があると認められる利用。

8. 利用料金の納付

利用料金は利用日の2ヶ月前までにお支払いください。利用日まで2ヶ月を切っている場合は指定の期日までにお支払ください。支払いがない場合、利用申込みは無効とします。請求書記載の指定口座へお振込みください。振込み手数料は利用者側でご負担ください。

9. 利用料金

利用料金は、別表1「占用利用料金表」をご覧ください。

電気及び水道については、原則として利用者側で用意いただくこととしますが、会場の附帯設備からの電気及び水道の使用を希望する場合、別表2「附帯設備使用料金」をご覧ください。

10. 利用料金の減免

次に該当する場合は、利用料金を減免する場合があります。

- (1) 市又は教育委員会が主催・共催するイベント
- (2) この他、市長又は管理者が特に減免する必要があると認めるとき。

この規定により利用料金の減免を受けようとする場合は、町田シバヒロ占用利用料金減免申請書（第5号様式）を提出し、承認を受けて下さい。

ただし9:00～18:00以外の延長利用を希望する場合、別途実費負担となります。

11. 利用者による占用利用の取り消し

占用利用の承認後に利用者が自己都合により占用利用を取り消しする場合、町田シバヒロ利用取消届（第4号様式）を提出してください。利用取消届に基づき、以下の基準により還付を行います。

- (1) 利用日の2ヶ月前までの取り消し：既納利用料の全額を還付
- (2) 利用日の1ヶ月前までの取り消し：既納利用料の50%の額を還付
- (3) 上記の期間経過後の取り消し：還付なし

利用料未納の場合は、これに充当する額を取り消し料として申し受けます。

12. 管理者による占用利用の承認の取り消し

承認を受けた利用者が次のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1)この規約に違反したとき。
- (2)偽りその他不正の手段により利用の承認を受けたとき。
- (3)規約に定める承認の条件に違反したとき。
- (4)天災、事故等が発生したとき。
- (5)関係機関から中止命令が出たとき。
- (6)芝生広場の管理・運営上、支障があるとき。

この規定の適用により利用者が損害を受けても、管理者はその賠償の責めを負いません。

13. 利用料金の還付

既納の利用料金は、還付しません。ただし、次のいずれかに該当するときは、利用料金の全部又は一部の還付を受けることができます。

- (1)天候等、利用者の責めに帰することができない理由により利用ができなかったとき。
- (2)芝生の養生や附帯設備の点検等、管理者側の理由により利用ができなかったとき。
- (3)所定の期日までに占用利用の取り消しを行ったとき。
- (4)その他、市長又は管理者が必要と認めるとき。

この規定の適用により利用者が損害を受けても、管理者はその賠償の責めを負いません。利用者の都合での取消については振込手数料をご負担ください。

14. 占用利用の権利の譲渡等の禁止

利用者は、占用利用の権利を他人に譲渡・転貸することはできません。

15. 留意事項・配慮事項

原則として、一般利用時の行為の制限を遵守することとします。

ただし、必要がある場合には、管理者の承認を得て、必要な対策を講じた場合には、制限外の利用を行うことができます。

その他、下記の留意事項・配慮事項を遵守して利用をお願いします。

- (1)設営・撤去時に搬入スペースに車を乗り入れる場合には、占用利用についての事前打合せの際に、提出する書類に場所等を記載し、管理者に届け出ること。
- (2)搬入・搬出時は、周辺交通及び歩行者に影響がないよう、警備員等を配置すること。
- (3)楽器や音響機器を使用する際には、管理者の承認を受け、音量、向き、時間帯等により周辺地域に配慮し、苦情等が寄せられた場合には誠意をもって対応すること。
〔「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」第136条に規定する基準を超えないこと〕
- (4)音等により周辺地域に影響を及ぼす可能性がある集客イベント等を行う場合、周辺地域へ事前告知を行うこと。
- (5)火気を使用する場合には、消防署の指導の下、消火器設置等の安全性を確保すること。
- (6)平均風速が10m/sを超えた場合、一時的に利用を中止し、設置物が飛散しないよう安全に配慮すること。
- (7)物品や飲食物の販売を行う場合には、周辺の店舗等に配慮した内容とすること。
- (8)多くの集客が見込まれる場合には、周辺交通への影響に配慮すること。
- (9)芝生広場やトイレ等の附帯設備について、利用者及びイベント参加者が汚した場合には、利用者が清掃を行うこと。
- (10)管理棟の分電盤等から電源を供給する場合、蓋を開けたまま放置しないこと。
- (11)電源コード等は、足をひっかかないよう養生をすること。
- (12)発電機を使用する場合、配置や管理方法等により十分に安全に配慮すること。
- (13)テント等を設置する際は、重りを置く等、安全に充分配慮して設定し管理すること。
- (14)イベント中にゴミが発生する場合には、ゴミ箱を設置する等、ゴミ処理の対策を施すこと。

- (15) イベント中及び設営・撤去時に出たゴミは、利用者が責任を持って持ち帰ること。持ち帰りが困難な場合は、指定業者に回収を依頼すること。
- (16) 芝生広場及び附帯設備等への糊付け、貼り紙、釘打ちなど原状回復を困難にする行為を行わないこと。
- (17) 利用に際しては、施設・附帯設備等の損傷、その他芝生広場の管理上支障がないよう配慮すること。
- (18) 芝生に特に負荷がかかる場合は、養生材等を敷くことで重さを分散し、芝生が傷むのを防ぐこと。
- (19) 留意事項・配慮事項への対応に必要となる業者・警備員等の手配は利用者側で行うこと。
- (20) 利用内容に応じて管理者が指示する事項について対策を施し、十分に配慮すること。
- (21) その他想定される事項等について、利用者側の責任において対策を講じること。

16. 特別の設備

芝生広場及び附帯設備に特別な追加又は変更するときは、あらかじめ管理者の承認を受ける必要があります。

17. 原状回復

占用利用を終了したときは、直ちに芝生広場を原状に回復してください。

VI. その他一般利用・占用利用の共通事項について

1. 責任・損害賠償

- ・芝生広場又は附属設備等を損傷し、又は滅失した利用者は、これを原状に回復、又はその損害を賠償するものとします。
- ・自己の責に帰すべき事由により、他の利用者等の人身に被害を与えたときや、会場内に損害を与えたときは、利用者がこれを賠償するものとします。
- ・利用者による事故や利用者同士のトラブル等について、管理者は一切の責任を負いません。

2. 管理者の権限

芝生広場の適正な管理運営を図るため必要があると認められる場合には、管理者は利用者に対し必要な措置を命じ、指示をすることができます。

この規約に違反し、又はその恐れのある者に対して、管理者は、芝生広場への入場を拒み、又は退去を命ずることができます。

3. 管理者の連絡先

管理者の事務所

〒194-0013 東京都町田市原町田 4-10-20 ぽっぽ町田 B1 階

町田市観光コンベンション協会事務所

TEL：042-724-4816 / FAX：042-724-1952

営業時間：平日 9:00～17:00

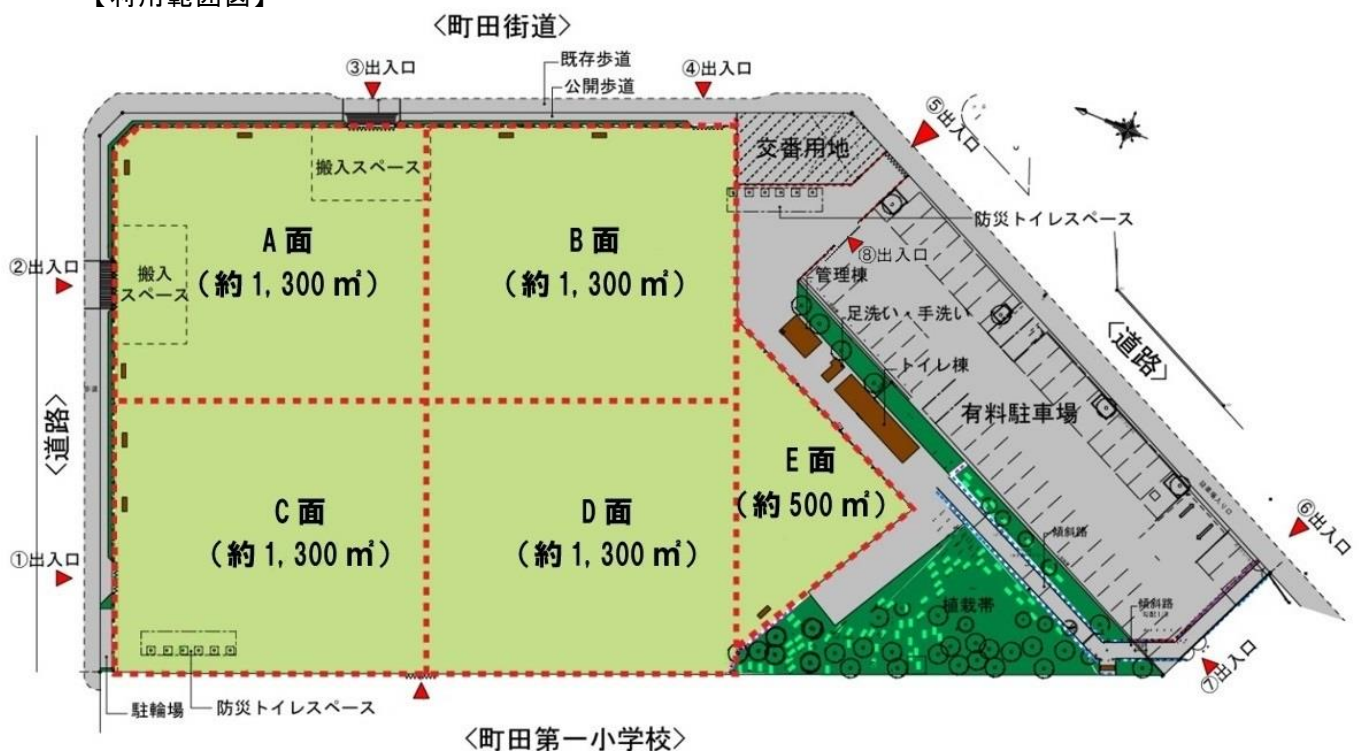
別表 1

下表および図に示す利用範囲と料金を基本とし、芝生の状態等にあわせて柔軟に運用することとします。

【占用利用料金表】

利用種別	利用範囲	利用料金(税込)		
		全日 9:00～18:00	午前枠 9:00～12:00 午後①枠 12:00～15:00 午後②枠 15:00～18:00	延長利用 1時間あたり
営利	A・B・C・D面 (各約 1,300 m ²)	31,200 円	10,500 円	3,500 円
	E面 (約 500 m ²)	12,000 円	4,050 円	1,350 円
	全面 (約 5,700 m ²)	136,800 円	45,600 円	15,200 円
非営利	A・B・C・D面 (各約 1,300 m ²)	15,600 円	5,250 円	1,750 円
	E面 (約 500 m ²)	6,000 円	2,100 円	700 円
	全面 (約 5,700 m ²)	68,400 円	22,800 円	7,600 円

【利用範囲図】



【町田シバヒロ】

〒194-0021 東京都町田市中町 1-20-23

別表 2

- ・ 下表および図に示す附帯設備と料金を基本とします。
- ・ 附帯設備の電気及び水道の使用を希望する場合は、必ず管理者へお申し出ください。
- ・ 附帯設備使用料金は減免対象外（実費）とします。

【附帯設備使用料金】

電気
利用面 1 面当り 100 円（税込）／1 時間（占用利用時間で換算）

水道
管理者の立ち会いの下、子メーターの読み合わせを行い、差額分を実費請求させていただきますので、水道子メーターのご用意をお願いします。

【電気設備】

回路	場所	仕様
A	広場内コンセント ①	1φ 3W 100V 30A
	広場内コンセント ④ ⑤	1φ 3W 100V 20A
	広場内コンセント ⑧ ⑨	1φ 3W 100V 30A
B	広場内コンセント ② ③	1φ 3W 100V 20A
	広場内コンセント ⑥ ⑦	1φ 3W 100V 30A
A回路上限 75A		B回路上限 75A

【水道設備】

場所	
交番裏給排水設備	Ⅰ
小学校裏給排水設備	Ⅱ
手洗い・足洗い場	Ⅲ

【附帯設備案内図】

